

岡山市環境保全条例（改正案）及び岡山市環境基本条例（案）に係る
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

募集期間	令和6年9月2日（月）から令和6年10月1日（火）まで
閲覧場所	環境保全課、行政資料室、各区役所総務・地域振興課（北区役所を除く）、岡山市ホームページ
意見提出方法	岡山市ホームページのご意見入力フォーム、持参、郵送、電子メール、ファクス
意見提出先	岡山市環境局環境部環境保全課

2 意見募集の結果

意見提出者数 8名

意見件数 40件

No	該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
環境保全条例（改正案）について			
1	第2条	第2条の「環境汚染物質」「ばい煙、粉じん、汚水（温水及び廃液を含む。）、騒音、振動、悪臭物質その他の人の健康又は快適な生活を阻害する物質等」の中に「川や水路、海のプラスチックごみ」を追加すべき。	原因や対象が変化するため、用語の意味は具体例を示さず表現しています。
2	第3章 第3節、第4節（第31条～第52条）	「第3節 都市生活活動からの環境の保全」、「第4節 事業活動からの環境の保全」の中にも「川や水路、海のプラスチックごみ」を書き入れ、ごみ集積場などの市としての対策も追加された。	本条例は公害防止その他環境への負荷の低減を図ることを目的としております。ご指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。
環境基本条例（案）について			
3	全体	環境基本条例の制定状況について、環境省の調べでは、政令市では100%制定済みとあるが、岡山市では環境基本条例を制定中であり、環境保全条例がそれにあたると報告していたのか。新たな環境問題への対応が環境保全条例で事足りていないとすれば、これまでの基本認識を反省することが出発点となる。	本市の環境保全条例は平成12年の制定時より、理念や施策の基本となる事項（環境基本条例相当規定）と公害防止等に係る具体的な手続きや規制が混成したものとなっています。この度、新しい環境問題や社会的変化に対応するために現行条例を改正するとともに、環境基本条例相当規定を独立させ、新たに「岡山市環境基本条例」とするものです。

4	全体	世界的規模で大きな問題となっている課題に対応できる条例になる必要がある。想定される未来に堪えることのできる環境基本条例になることを期待する。	ご意見は参考とさせていただきます。
5	全体	地球全体にかかわる環境保全の観点から、温暖化への対応、海洋プラスチック汚染への対応、生物多様性の確保への対応が大きな環境保全に係る大きな項目ではないかと考える。	
6	全体	全体として、パブコメ募集にあたって「新しい環境課題や社会的変化に対応するため」と書かれているが、「新しい」部分について、全体にわたって、課題や対応について、明確に表すべきではないか。	本条例は環境の保全についての基本理念や施策の基本事項を定めるものであり、個別の環境課題等に対応するものではありません。
7	前文	前文について、総じて地球環境が直面している危機感が乏しく、私たちが作ってきた今の社会経済状況や暮らしそのものを見直し、改変しないといけないという根本的な認識も述べるべきではないか。	前文では、深刻な環境危機としてG7広島首脳コミュニケでも述べられた「気候変動」、「生物多様性の損失」、「環境汚染」の3つの危機について述べております。
8	前文	前文について、地球環境が直面している危機感の記述が乏しい。新しい課題を明確にしてほしい。また、現在の社会経済状況や暮らしは、他ならぬ私たちが作ってきたことへの言及と、私たち自身が見直して改変しなければ間に合わない状況に面していることを述べてほしい。また、岡山市が取り組んでいることも記述すべきではないか。	
9	前文	前文について、「新しい環境問題や社会的変化」をもっと明確に表すべきではないか。地球温暖化という言葉ではなく、国連のグテーレス事務総長は「地球沸騰化」と表現しており、気候は既に「危機」的な状況であり、気候システムの崩壊が「臨界点」に達した後戻りできなくなろうとしているのが今日の状況である。そのことを前文において明確に記述し、その認識を市民と共有すべき。	
10	前文	前文の2段落目に、以下の内容を盛り込んでほ	時代の潮流などにより、表現が古くなるお

		<p>しい。</p> <p>今や国連のグテーレス事務総長が「地球沸騰化」と表現をしており、気候は危機的な状況に直面をしていること。</p> <p>2021年に英国で開かれたCOP26で、パリ協定で努力目標とされた「1.5度」が事実上の目標に格上げされたこと。</p> <p>岡山市では2021年に「2050年二酸化炭素排出実績ゼロ宣言」を行い、脱炭素化社会への取り組みを行っていること、2022年に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、取り組みを行っていること。</p>	<p>それがあるため、本条例では具体例を示さず、原案どおりとします。</p>
11	前文	<p>前文の2段落目について、2021年に英国で開かれたCOP26で、パリ協定で努力目標とされた「1.5度」が事実上の目標に格上げされたこと。岡山市では2021年に「2050年二酸化炭素排出実績ゼロ宣言」を行い、脱炭素化社会への取り組みを行っていること、2022年に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、取り組みを行っていること。などを追加して、現在の環境を取り巻く状況を明確にし、岡山市にあった条例としてほしい。</p>	
12	前文	<p>前文の2段落目の2行目の環境汚染とは何をさしているのかわからないので、明確に書いてほしい。</p>	<p>「環境汚染」とは、例えば、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の汚染を想定しています。</p>
13	前文	<p>前文の2段落目2行目の「環境汚染」を「海洋プラスチックごみ汚染」と明確に書いてほしい。「環境汚染」では何を書いているのかわからない。</p>	<p>「海洋プラスチック汚染」の問題についても認識しておりますが、将来的に新しい環境問題が発生した場合に柔軟な対応ができるようにするため、条文には具体例を示さず、幅広く捉えることができる表現としております。</p>
14	前文	<p>前文の2段落目について、環境問題が大規模災害をもたらしていることに鑑み、「大規模災害も含めて」を3行目の「地球的規模の環境問題として」の前に入れてほしい。</p>	<p>大規模災害を引き起こす一つの要因として環境問題が考えられますが、災害そのものは環境問題としていないため、原案どおりとします。</p>
15	前文	<p>前文の4段落目について、「身近なところから」</p>	<p>前文では、G7広島首脳コミュニケでも述べ</p>

		の前に、「私たちが、日々の暮らしの在り方そのものから見直し、自ら対策を講じなければ、間に合わないところまで来ていることに気づき、」を入れてほしい。	られた深刻な環境危機である「気候変動」、「生物多様性の損失」、「環境汚染」の3つの危機について述べております。
16	前文	前文の一行目に「古くから」があるので、三行目の「しかし」の後の「高度経済成長期頃から」を入れるべき。	ご意見は参考とさせていただきます。
17	前文	前文の「物質的な豊かさや利便性を求めた社会経済活動」は、「利潤追求などを優先し、環境への負荷を顧みずに物質的な豊かさや利便性を求めた社会経済活動」にされたい。	
18	前文	前文の「地球温暖化をはじめとした気候変動」は、「二酸化炭素などの温室効果ガスの大量排出による地球温暖化に伴う気候変動」にされたい。	前文では「地球温暖化をはじめとした気候変動」だけではなく、「生物多様性の損失」及び「環境汚染」の環境危機について述べており、地球温暖化の原因の記述の必要性は低いと考えますので、原案どおりとします。
19	前文、第1条	前文では「市民、事業者及び行政」だが、第1条では「市、市民及び事業者」となっている。岡山市環境保全条例（改正案）の第29条では「市及び事業者並びに市民」になっているので、これに統一されたい。	前文の「私たちは、市民、事業者及び行政のすべての人々の参加により」をわかりやすくするため、「私たちは、すべての市民の参加により」に修正します。 第1条の「市、市民及び事業者」を、「市並びに市民及び事業者」に修正します。 環境保全条例（改正案）第29条の「市及び事業者並びに市民」は、環境基本条例第1条に合わせて「市並びに市民及び事業者」に修正します。
20	第2条	第2条(3)について、被害は少ないかもしれないが、深刻な被害をもたらしている、光害、香害、電磁波などについても記述すべき。	本条例は環境の保全についての基本理念や施策の基本事項を定めるものです。「光害、香害、電磁波」等の環境問題については今後の施策の参考とさせていただきます。
21	第2条	「海洋プラスチックごみ」汚染は、第2条(3)の「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる」ものであるため、第2条(3)にも記載をすべきではないか。	本条例は環境の保全についての基本理念や施策の基本事項を定めるものです。「海洋プラスチックごみ」汚染等の環境問題については今後の施策の参考とさせていただきます。「海洋プラスチックごみ」の問題について

			でも認識しておりますが、将来的に新しい環境問題が発生した場合に柔軟な対応ができるようにするため、条文には具体例を示さず、幅広く捉えることができる表現としております。
22	第2条	第2条(3)について、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭という項目に合わせるのであれば、市内の河川敷や児島湖に大量に漂着するごみ(プラスチックごみ)を鑑み、「ごみ(プラスチックごみ)汚染」も条文に明記すべきではないか。	本条例は環境の保全についての基本理念や施策の基本事項を定めるものです。「ごみ(プラスチックごみ)汚染」等の環境課題については今後の施策の参考とさせていただきます。 「海洋プラスチックごみ」の問題についても認識しておりますが、将来的に新しい環境問題が発生した場合に柔軟な対応ができるようにするため、条文には具体例を示さず、幅広く捉えることができる表現としております。
23	第2条	第2条(3)では「事業活動その他の人の活動」と書いており、二酸化炭素の排出は事業活動が多いだけに、(1)、(2)でも「人の活動」ではなく「事業活動その他の人の活動」とされたい。	第2条(1)及び(2)の「人の活動」には、「事業活動」も包含されているため、原案どおりとします。
24	第2条	第2条(2)地球環境保全の「野生生物の種の減少」という表記について、対応すべき課題は種の減少のみならず、維持と回復も重要な課題であり、「生物多様性の確保(ができる環境の保全)」と表現を直すことで維持、回復も含めた環境の保全が必要であることを訴えてはどうか。	ご指摘のとおり、「野生生物の種の減少」の他に対応すべき課題はありますが、本条文では地球環境保全を「地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態」に係る環境の保全を定義しているため原案どおりとします。
25	第2条	第2条(2)地球環境保全について、「海洋汚染」という表現では「プラスチックによる海洋汚染」という世界規模で対策が求められていることが伝わりにくいため、明確に「プラスチック海洋汚染」と表記するほうが環境保全のポイントがより市民に分かりやすく伝わる。	「プラスチックによる海洋汚染」についても認識しておりますが、将来的に新しい環境問題が発生した場合に柔軟な対応ができるようにするため、条文には具体例を示さず、幅広く捉えることができる表現としております。
26	第2条	第2条(2)について、「海洋汚染」とあるが、今日大きな問題となっているプラスチック汚染を明確に記すべき。岡山市はせっかく積極的な取り組みを行っているから、その自負を	

		もって記述すべき。	
27	第2条、 第7条	第2条(2)の「海洋の汚染」、第7条(7)の「海ごみ対策」という言葉では何をさしているのかわからないので、明確に「海洋プラスチックごみ汚染」、「海洋プラスチックごみ対策」と書くべきである。	海洋の汚染や海ごみの要因は一つではないため、海洋プラスチックごみを含め「海洋の汚染」及び「海ごみ」と表現していません。 「海洋プラスチックごみ」の問題についても認識しておりますが、将来的に新しい環境問題が発生した場合に柔軟な対応ができるようにするため、条文には具体例を示さず、幅広く捉えることができる表現としております。
28	第7条	第7条(1)の化学物質に対する理解促進はPFASも含めてのことでよいか。	お見込みのとおりです。
29	第7条	第7条(2)について、「生物多様性の保全」は、生物多様性を保全するのではなく「生物多様性が確保できる環境の保全」という表現の方が全体の環境保全という条文にあっているの で、表現の見直し検討されたい。	ご指摘の内容を含めて一般的に「生物多様性の保全」と表現されるため、原案どおりとします。
30	第7条	第7条(4)について、「都市環境を整備し、魅力ある都市景観を創出すること」とあるが、海、河川、ため池等多様な水辺及び豊かな緑を生かして整備するのは都市だけではなく、都市の周辺、農村部も整備が必要ではないか。この項で整備や景観創出を都市に限定してしまうのは無理がある。岡山市は広範囲であり、かつ河川、ため池、海があるのは都市部ではない。	本条文では、岡山市全体の都市施設において、そこにある多様な水辺及び豊かな緑を生かして整備するというを意味しています。
31	第7条	第7条(7)について、地球温暖化の中に気候変動が含まれるものと思う。記載方法を見直しすることはできないか。 「海ごみ対策」とあるとどうしても海のごみというイメージが出てしまう。「海洋プラスチック汚染」という表現への変更を検討されたい。 「海洋プラスチック汚染」とすることでプラスチック製品に係るすべての市民にプラスチックによる海洋汚染が世界規模で対策が求められていることが分かりやすくPRすることができる	本条文では、地球温暖化の防止だけでなく、気候変動の適応についての施策の実施について述べております。 海ごみの要因は一つではないため、海洋プラスチックごみを含め「海ごみ」と表現しています。 「海洋プラスチックごみ」の問題についても認識しておりますが、将来的に新しい環境問題が発生した場合に柔軟な対応ができるようにするため、条文には具体例を示さ

		思う。	ず、幅広く捉えることができる表現として おります。
32	第 10 条	第 10 条の「その事業に係る環境の保全について 適正な配慮を行うこと」は、「事業の中止を含 め、その事業に係る環境の保全について適正な 配慮を行うこと」とされたい。	本条例については環境影響評価制度につい て述べているものであり、事業の中止など 規制を定める条文ではありません。
33	第 13 条～ 第 23 条	第 13 条～第 23 条は「岡山市海洋プラスチック ごみ対策アクションプラン」に掲げた各施策と もリンクしており、とても良いと思う。	ご意見は参考とさせていただきます。
34	第 2 章第 3 節（第 13 条～第 25 条）	第 2 章「第 3 節効果的推進のための施策」につ いて、効果的推進のために、民間の活力を活用 した IoT/AI 等先端技術導入を推進することを施 策に追加されたい。	いただいたご意見は、具体の施策の実施に あたり参考とさせていただきます。
35	第 2 章第 3 節（第 13 条～第 25 条）	第 2 章「第 3 節効果的推進のための施策」にお いて、危機的な状況に直面している状況から、 「努めなければならない」となっている条文に ついては、「講じなければならない」「しなけれ ばならない」と積極的に位置づけるべきではな いか。	基本条例は通例として努力義務を定めるも ので、実効性に鑑み、義務規定とするには 厳しすぎるが、条例の趣旨からすれば是非 守ってもらいたいものを努力規定としてい ます。
36	第 18 条	第 18 条について、次世代を担う子どもたちの環 境学習、地域と学校の連携についても記述すべ き。	ご指摘の点については、条文案に含まれ ているため、原案どおりとします。
37	第 19 条	第 19 条について、市民及び事業者並びにこれら の者の組織する民間団体（以下「民間団体とい う。」）は、ボランティア（個人、グループ）、ボ ランティア団体が起草されるが、その解釈によ いか。そうであれば、「その他必要な措置を講ず るように努めなければならない。」では弱いよう に思われる。第 20 条には環境管理に関する制度 導入を事業者に進めるとあるが、ボランティア が環境保全の取り組みを促進するための制度が ないのが岡山市の現状である。「環境保全の取 組みを促進するための制度策定を進める」など の明文化を強くお願いしたい。これは「岡山市 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」 の中で掲げてある項目でもある。	ご意見は参考とさせていただきます。 なお、民間団体とは、国及び地方公共団体 以外の団体のことをいい、ボランティア団 体に限定されるものではありません。

38	第 19 条	第 19 条の「技術的な指導，助言その他必要な措置」は、「技術的な指導，助言，経済的などの支援、その他必要な措置」とされたい。	原案どおりとしますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
39	第 27 条	第 27 条の「地球温暖化の防止，オゾン層の保護等の地球環境保全」は、現在、地球温暖化問題とともに海洋プラスチック問題が重大な問題になっているため、「地球温暖化の防止，海洋プラスチック汚染の防止，オゾン層の保護等の地球環境保全」とされたい。	「市は、地球環境保全に資する施策を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」に修正します。 なお、地球環境保全については、第 2 条第 2 号において「人の活動による地球温暖化の進行，海洋の汚染，野生生物の種の減少，その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全」と定義しています。
環境保全条例（改正案）及び環境基本条例（案）について			
40	海洋プラスチック ごみ	環境基本条例及び環境保全条例に世界的な課題であるプラゴミや海洋プラスチックに関する言及を加え、岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプランに基づいた施策や目標を盛り込むべき。	海ごみ対策などの地球環境保全に関する基本的施策等は環境基本条例に明記していません。個別具体的な施策や目標については、各分野の計画等で対応してまいります。